

# R4シリーズ 改版 & 機能アップ情報

掲載日： 2016/12/13

製品	相続税R4	バージョン	16.20
件名	平成28年贈与税改正対応版 (Ver.16.20) リリースのご案内	発売予定	2017/01下旬
		公開日	2017/01/23

平成28年分贈与税の申告書および「相続税の更正の請求書」に対応した相続税R4 H28 (Ver.16.20) を公開いたします。

詳細は、バージョンアップ後の「今回の変更点」にてご確認ください。

## プログラム提供開始日 (予定)

ダウンロード公開日 ※Eiボードダウンロードマネージャ、マイページ	2017年1月23日(月)
オプション CD保守契約の場合 発送開始日	2017年1月31日(火)
バージョンアップ対象	Ver.16.10以降

※16.20へバージョンアップの際にライセンス認証が必要です。

※平成28年分贈与税の申告と納税は、平成29年2月1日(水)から3月15日(水)までです。

## 電子申告対応版について

電子申告R4 Ver.16.20と同時に、相続税R4電子申告更新用 (e1) のダウンロード提供を行います。相続税R4をVer.16.20にバージョンアップしてから、電子申告更新用プログラム (e1) を更新してください。

## 改正の主な内容

システムに係る贈与税改正の内容は、次のとおりです。

### 1. 贈与税の申告書へのマイナンバー (個人番号) の記載

社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度) の導入により、平成28年分以降の贈与税の申告書には、マイナンバー (個人番号) の記載が必要になりました。

また、マイナンバーを記載した申告書を税務署に提出する際は、税務署で本人確認 (番号確認と身元確認) を行うため、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

### 2. 住宅取得等資金の贈与税の非課税 適用期限の延長

平成28年11月28日付で公布・施行された「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律 (平成28年法律第85号)」により改正された「住宅取得等資金の贈与税の非課税」について、適用期限が平成33年12月31日まで延長されました。それに伴い、非課税限度額に係る住宅用の家屋の新築等に係る契約の締結期間が変更されました。

平成27年1月1日から平成33年12月31日までの間に父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。

### 3. 様式変更

贈与税の次の帳票が変更されました。

帳 票 名
第一表 贈与税の申告書
第一表の二 贈与税の申告書（住宅取得等資金の非課税の計算明細書）
第一表の三 贈与税の申告書（震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書）
第三表 贈与税の修正申告書（別表）
第三表 贈与税の修正申告書（別表の付表）
相続時精算課税選択届出書

《参考》国税庁のホームページ

◆平成28年分贈与税の申告書等の様式一覧

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/zoyo/yoshiki2016/01.htm>

◆平成28年分贈与税の申告のしかた

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinkoku/zoyo/tebiki2016/01.htm>

## システムの主な変更点

### 1. 税制改正関係の対応内容

#### ■ 贈与税の申告書 変更帳票の対応

平成28年分の帳票に対応して、印刷フォーム、入力画面などを変更します。

第一表	第一表の二 ※	第一表の三
第三表（別表）	第三表（別表の付表）	相続時精算課税選択届出書

※OCR用紙に変更されましたので、**「税務署用紙への印刷」**に対応します。

#### ■ 第一表の二（第一表の三）非課税枠の設定について

第一表の二（租税特別措置法適用）または第一表の三（震災特例法適用）が選択されている場合は、「非課税枠」

の選択リストで適用を受ける金額を選択します。

適用法	非課税枠	住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日
第一表の二（租税特別措置法適用）	1,200万円 ※ 700万円	平成28年1月1日～平成29年3月15日
	1,500万円 ※ 1,000万円	～平成27年12月31日
第一表の三（震災特例法適用）	1,500万円 ※ 1,000万円	～平成29年3月15日

※省エネ等住宅の場合に適用

#### （参考）

住宅取得等資金の贈与税の非課税限度額を適用して、「第一表の二又は第一表の三」を作成する場合は、あらかじめ、次の設定がされている必要があります。

- (1) [贈与者情報登録] の [受贈者との続柄] で「直系尊属」にチェックが付いている贈与者である。
- (2) [種類別財産入力] の [課税方法/特例] で「住宅取得資金の非課税」が選択されている。

### 2. 機能改善関係の対応内容

#### ■ 「相続税の更正の請求書」の新規追加

「相続税の更正の請求書」に対応します。

#### ● 新規帳票追加

次の4帳票に対応します。

帳 票 名
相続税の更正の請求書

次葉 申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等（相続税）
次葉 申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等（相続税－付表1） （租税特別措置法第70条の6（農地等についての相続税の納税猶予）の適用を受けている人がいる場合の算出税額等の計算明細表）
次葉 申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等（相続税－付表2） （租税特別措置法第70条の7の2（非上場株式等についての相続税の納税猶予）及び同法第70条の7の4（非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予）の適用を受けている人の算出税額等の計算明細表）

#### ●メニューへの追加

相続税の修正申告案件の場合、「相続税の更正の請求書」が作成できます。

次のメニューから起動します。

- ・業務メニュー [相続税] タブ→申請書 [相続税の更正の請求書]
- ・メニューバー [相続税] → [52 相続税の更正の請求書]

#### ■財産ランチャー 土地等（路線価方式）財産グループの子財産の評価明細書の印刷対応（財産評価）

[財産ランチャー] の [土地等（路線価方式）] で財産グループの子財産（分割加算、分割減算）は、財産ランチャー（一覧表示）から評価明細書を印刷することができませんでしたが、印刷できるように対応します。

#### ■土地等の評価 立木データの作成有無の設定追加（財産評価）

[山林・森林の立木] の林地・立木データは、[土地等] タブの [土地（路線価方式）] [土地（倍率方式）] [市街地農地] で、「地目」に次のいずれかの設定がされていると自動で作成されますが、作成の有無を選択できるようにします。

- ・台帳地目が山林、原野である
- ・現況地目が山林である。

[土地（路線価方式）] [土地（倍率方式）] [市街地農地] の入力画面の上部に「立木データを作成する」チェックボックスを追加します。

「地目」が上記に該当すると自動的にチェックが付きますが、林地・立木データを作成しない場合は、上書きでチェックを外します。

#### ■定期預金の評価 細目を空欄に変更（財産評価）

税務署発行の「相続税の申告のしかた」で第11表の「現金預貯金等」の「細目」は空白のため、[現金預貯金] → [定期預金] の「細目」を空白に変更します。（従来（Ver.16.1以前）は「定期預金」と表示しています。）

#### ■データ変換処理の変更

旧バージョンデータ（Ver.16.1）のVer.16.2へのデータ変換処理について、「個別データ変換」と「一括データ

変換」の両方が行えるように対応します。

##### (1) 個別データ変換

案件選択画面で左端に [旧データ] と表示されている案件を選択すると、1案件ごとにデータ変換を行います。

##### (2) 一括データ変換

一括でデータ変換を行う場合は、次のどちらかのメニューから行います。

- ・ [保守] タブ→ [データ変換]
- ・ [ファイル] → [データ変換]

全選択、または複数選択してデータ変換が行えます。

#### ■印刷初期値設定 第11表「財産出力方法」の初期値変更

印刷初期値設定の相続税「第11表」で「財産出力方法」の初期値を「財産ごと」に変更します。

※平成28年版（Ver.16.1）が既にセットアップされている場合は、設定内容は変更されません。

## コンバート

R4コンバーター	コンバート先 （相続税R4）	コンバート元 （旧製品）
Ver.3.90 2017/1/23（月）公開	Ver.16.2	相続・贈与税顧問：Ver.H28.10、H28.20 財産評価顧問：Ver.H28.10

Ver.15.3	相続・贈与税顧問 : Ver.H27.10、H27.20、H27.21、H27.30 財産評価顧問 : Ver.H27.10
Ver.14.3	相続・贈与税顧問 : Ver.H26.10、H26.20、H26.30 財産評価顧問 : Ver.H26.10
Ver.13.1	相続・贈与税顧問 : Ver.H25.10、H25.20 財産評価顧問 : Ver.H25.10、H25.11

※Eiボードダウンロードマネージャー／お役立ちToolsで公開されます。

※コンバートを行う環境には、上記バージョンの旧製品プログラムがセットアップされている必要があります。

※旧製品の平成27年版データを相続税R4 平成28年版へ直接コンバートすることはできません。

相続・贈与税顧問の贈与税案件は、平成28年分の贈与税案件を含め、すべて「過去申告参照用」として相続税R4にコンバートされます。

相続税R4 H28 (Ver.16.2) のリリース前に、平成28年分の贈与税の申告データを先行入力する場合は、相続税R4 H28 (Ver.16.1) で行ってください。

- ・受贈者の個人番号は、[共通基本情報] で入力します。
- ・住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合は、第一表の二の「非課税枠」の選択リストで適用を受ける金額を選択します。Ver.16.20へデータ変換後は、そのまま設定されています。

#### ■旧製品の相続案件の中の贈与案件は、コンバートの前に1件ずつ選択してください。

相続・贈与税顧問の上記バージョンで、旧バージョンデータ読み込にて案件を取り込んだ後に一度も起動していない贈与案件が存在していると、その案件全体がコンバートできません。（「異常終了」となります。）コンバートする案件は、[贈与税] → [案件選択・作成] で「申告年：すべて」を選択してから、すべての贈与案件について [選択] → [閉じる] を実行してください。

※相続・贈与税顧問の贈与税案件は、すべて「過去申告参照用」として相続税R4にコンバートされます。

## その他

#### ■旧バージョンデータ読み込処理の実行

平成27年版 (Ver.15) で作成した平成28年用のデータを、平成28年版 (Ver.16.2) で継続使用する場合は、旧バージョンデータ読み込を実行します。

- ・ [保守] タブ → [旧バージョンデータ読み込]
- ・ [ファイル] → [旧バージョンデータ読み込]

※旧バージョンデータ読み込を実行しても、平成27年版のデータはそのまま残ります。